

令和元年11月11日

(お知らせ)

環境省有資格業者に対する指名停止措置について

<宮城県政記者会、東北電力記者会、東北専門記者会同時発表>

環境省東北地方環境事務所は、本日、前田道路株式会社、大成ロテック株式会社、鹿島道路株式会社、大林道路株式会社、日本道路株式会社、世紀東急工業株式会社、株式会社ガイアート、東亜道路工業株式会社、株式会社NIPPONに対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

<問い合わせ先>

環境省東北地方環境事務所 総務課

課長：馬場、補佐：児島

T E L : 022-722-2870

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所
①前田道路株式会社	東京都品川区大崎 1-11-3
②大成ロテック株式会社	東京都新宿区西新宿 8-17-1
③鹿島道路株式会社	東京都文京区後楽 1-7-27 後楽鹿島ビル 8F
④大林道路株式会社	東京都千代田区神田猿樂町 2-8-8
⑤日本道路株式会社	東京都港区新橋 1-6-5
⑥世紀東急工業株式会社	東京都港区芝公園 2-9-3
⑦株式会社ガイアート	東京都新宿区新小川町 8-27
⑧東亜道路工業株式会社	東京都港区六本木 7-3-7
⑨株式会社NIPPO	東京都中央区京橋 1-19-11

2 指名停止措置期間：

- ①、⑤、⑥、⑧、⑨ 令和元年 11 月 11 日～令和元年 12 月 10 日（1 ヶ月）
②、③、④、⑦ 令和元年 11 月 11 日～令和 2 年 1 月 10 日（2 ヶ月）

3 指名停止措置の範囲：東北地方環境事務所管内

4 事実概要

令和元年 7 月 30 日、アスファルト合材の需要者向け販売価格の引き上げ等を行い価格カルテルを結んだとして、製造販売業者 7 社（違反業者を含めると 9 社）に対し、独占禁止法第 3 条（不当な取引制限の禁止）の規定に基づき排除措置命令及び課徴金納付命令を行ったことが公正取引委員会の公表により明らかとなった

5 指名停止措置理由

上記のことは、「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領について」（平成 13 年 1 月 6 日付環境会第 9 号大臣官房会計課長通知）（以下「要領」という。）別表 2 第 5 号に該当する。

このことから、本件については 1 ヶ月または 2 ヶ月の指名停止措置を行うものである。

指名停止等の措置要領別表 2 第 5 号

措置要件	期間
（独占禁止法違反行為） 5. 当該部局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	2 ヶ月以上 9 ヶ月以内